

# 分水栓取替工法の実施について

(制定 昭和 63 年 6 月 15 日課長決)

(最近改正 平成 18 年 10 月 31 日)

## 1 施行基準

既設分水栓が 13、16、20mm のものを、改造工事などで 25mm に増径する場合、既設分水栓の位置に新分水栓が取付けられるものを対象とする。

但し、次のような場合は、従来の分水栓止めによる撤去とする。

- (1) 配水管又は分水栓際が腐食し、分水栓抜取りが不可能な場合。
- (2) 甲型分水栓以外の分水栓の場合。

## 2 労工事費

### (1) 給水装置工事

分水栓取替工法を施工したものは、別表第 13 給水装置工事徴収単価表 (1) 分岐工番号 27~34 を適用する。

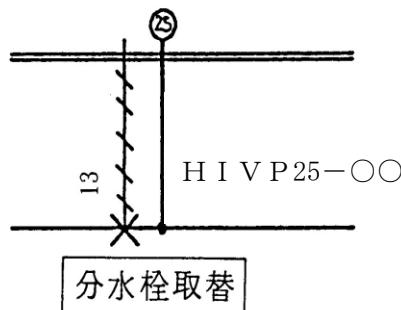
### (2) 各種請負工事

単価契約工種に「分水栓取替工」を新設定する。

## 3 図面表示方法

### (1) 給水装置工事

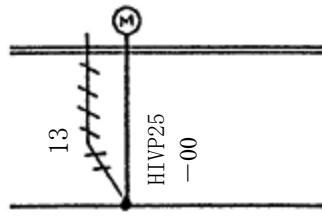
分水栓取替工法を実施したものは、竣工図に「分水栓取替」のゴム印を押印する。



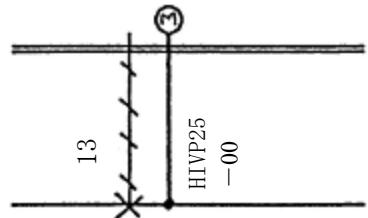
(1) 各種請負工事

次の図面表示をする。

<分水栓取替をした場合>



<分水栓止めをした場合（現行）>



4 実施日

(1) 給水装置工事

昭和 63 年 7 月 1 日工事施工のものから適用する。

(2) 各種請負工事

昭和 63 年 7 月 1 日以降に発注した工事のものから適用する。

附則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施する。